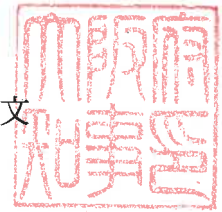


建環第 1659 号
令和 8 年 6 月 23 日

大阪府環境審議会
会長 櫻木 弘之 様

大阪府知事 吉村 洋文



建築物への再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた制度の
あり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

国においては、建築物分野では、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」(以下、「法」という。)により、2025年度から新築されるすべての建築物での省エネ基準への適合を義務付けており、この基準を2030年までにZEH水準・ZEB水準に引き上げるなど、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めています。

大阪府においては、2026年3月に「大阪府地球温暖化対策実行計画」を改定し、2050年のめざす姿として二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を掲げ、そのための取組指標の1つとして自立・分散型エネルギー導入量の目標を設定し、「義務制度の検討など、特定建築物に対する再生可能エネルギーの導入促進の強化」などの取組により実現を図ることとしています。

府域でCO₂排出量が5割以上を占める建築物分野では、これまで、「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、特定建築物の新築等において、法を上回る省エネルギー基準への適合義務化や再生可能エネルギー設備の導入検討義務化など、府独自の取組も行ってきており、現在、省エネルギー基準への適合は概ね達成しているものの、再生可能エネルギー設備の導入率は2割に満たない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、建築物のさらなる脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの導入促進に向けた制度のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。